

も製作者もわからない(仮称)「宮崎市住宅地図」である。縮尺千五百分の一、大きさ67×44cmで高千穂通りを境に南部・北部に分けられた二枚の住宅地図であり、いわば現在のゼンリン地図に匹敵する。昭和六、八年に橋通りはその全てが拡張・舗装され、宮崎市街が一変する直前の昭和五年頃の地図であるが、何故その時期にこれほどの詳細な地図を作成したのかは明らかではない。一般的には道路改修後の地図を作るものと思われるが、逆に一変する前の街の姿を地図として残しておきたかったのかも知れない。その一部分のみを掲載する(図14)が、地図の右側が北方向であり、県庁付近が別府町であったことや、橋通り西側にあった小戸神社が確認できる。

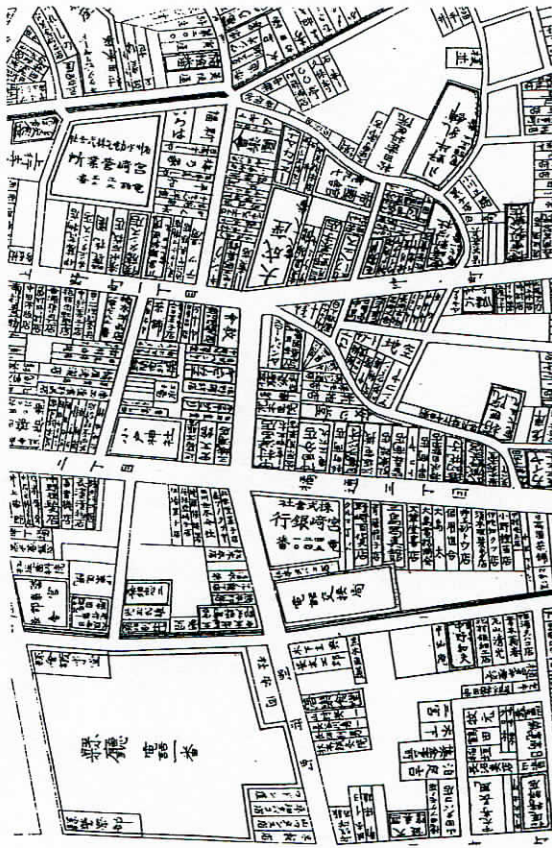


図14 昭和5年頃「(仮称)「宮崎市住宅地図」」部分

一万分の一地図に関しては戦後に都市計画図として多く使われるようになるが、宮崎においても宮崎市が依頼製作した昭和二十八年のものがある。しかし、記載内容から昭和十年以前の「宮崎市平面図縮尺一万分の一」という地図が存在する。宮崎市に確認してもこの地図の存在すらわからないとのこと、どのような経緯で誰が製作したのかも不明の地図である。手書きで描かれたこの地図は縮

尺・内容も精巧であり、昭和八年一月二十五日に撮影された宮崎最初の航空写真を基にさらに足を使って地上を確認して作成したと思われる。日本空中作業会社が乙式偵察機を使って航空写真を撮影したことを考えると、その背景には陸地測量部の関与があったのかも知れない。戦前の陸地測量部の役割について「内地の地図事業はわずかに五万分の一地図の維持と平野・都市近郊における若干の二万五万分の一、一万分の一地図の製作にとどまり、そのまま昭和二十年の敗戦を迎えた」²⁾とあり、陸地測量部が軍用目的に「一万分の一地図宮崎」を作成したのかも知れない。

さらに陸地測量部が関与し、ほとんど知られていない地図として昭和二十年「軍事秘密(戦地に限り極秘)集成五万分の一地図宮崎第三号(110×80cm)」という地図がある。五万分の一地図をもとに宮崎から都城までを一枚の地図とし、緯度経度の替わりに一定の間隔の縦軸・横軸で分け、それに付けた通し番号で升目の地を特定できるようにした地図で、宮崎以外にもその周辺の地図もある。何を目的にしたのかは不明であるが、昭和二十年の「軍事秘密(戦地に限り極秘)」とあることから本土決戦の際に利用されるものであったのかも知れない。

陸地測量部・行政・一般の出版社等が発行した市街図は地図としての正確性を保つ中で、道路・町名・公共建築物等を記載することは当然の役割である。

その一方で「商工地図」という本来の地図とは意味合いの違う地図があった。「商工地図」とは「大日本職業別明細図」の別称であり、大正六年に東京交通社によって作成され始めた。商工地図は契約した商店を地図に記入し、地図裏面に職業別に並べて記載するもので広告収入を柱として全国各地の地図が刊行された。宮崎県においては昭和二、七、八、十六年の四回にわたり、約四十市町村の地図が発行されている³⁾。広告料を支払った商店だけが大きく記載された地図とはいえ、当時の街のようすを垣間見ることはできる。

九 戦後の宮崎市街図

戦後最初の宮崎の地図は「宮崎市戦災地図」（図15）である。この作成状況について『日本都市戦災地図』の資料解説²³には「昭和

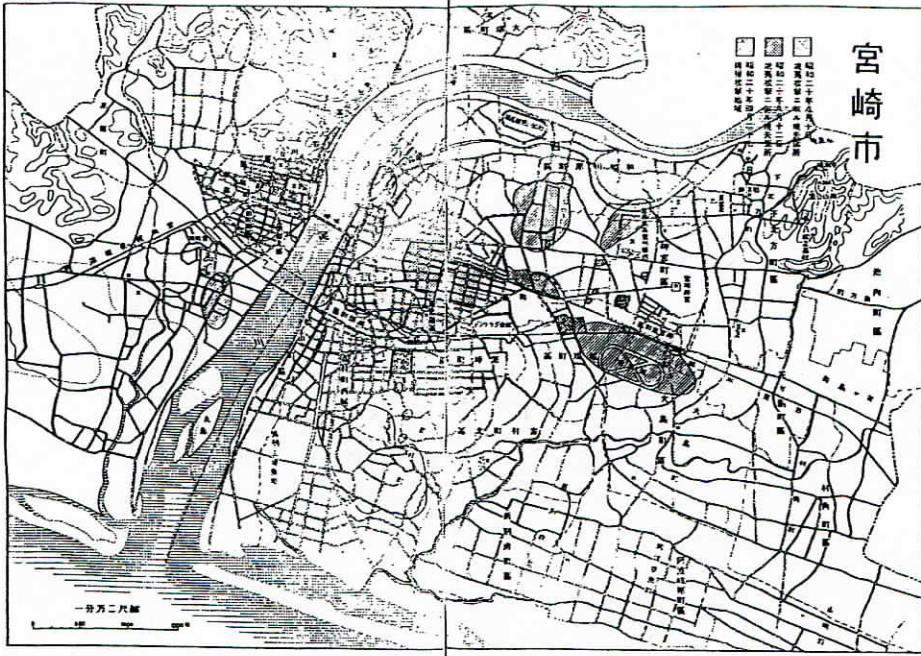


図15 昭和20年「宮崎市戦災地図」

二十年十二月第一復員省が、占領軍の管理下で翌年（昭和二十一年）一月からはじまる海外からの引揚の大事業に備えて、約三ヶ月の短期間に作り上げた。被害状況調査や地図作成の技術上、内務省

警保局（現警察庁）、内務省地理調査所（現国土地理院）そして運輸省水路部（現海上保安庁水路部）等の機関が地図作成に協力した」とある。

この戦災地図は引揚港等に揭示され、情報の乏しい状況にあつて引揚者が故郷の戦災状況を知ることのできる唯一の手段だったのかも知れない。この戦災地図は縮尺は参謀本部の二万五千分の一を下敷きにしたものもあれば、手書きの六千分の一もある²⁴とされるが、「宮崎市戦災地図」は二万分の一の地図である。この地図のベースとなった地図を見たことがないが、軍事用の参謀本部の地図がどこかに残されているのかも知れない。

戦前には陸地測量部の地図は軍用優先であり、（宮崎市街図を見る限りでは）おそらく民間地図への転用許可はおりなかったと思われる。戦後陸地測量部は解散し内務省に地理調査所が設置され、陸地測量部の仕事を引き継ぎ、建設院、建設省（現国土交通省）と所管が変わり、昭和三十五年に名称を国土地理院に変えていく中で、国土地理院の地図は民間地図の転用が可能となり、民間地図の正確性は格段に進歩した。

宮崎市においては、昭和二十九年頃までの戦災復興事業、さらにその後の土地区画整理事業等により、市街地の変化は日進月歩であり、その地図上の変化も同様であった。

さらに昭和三十七年五月に公布された「住居表示に関する法律」により、宮崎市街地の町名・町域も昭和四十一年から順次変更され²⁵、橋通り一丁目や橋通り東・西一丁目となったように、地図上における町名の変化もまた急激な時代であった。

しかし宮崎市街地に限るならば道路整備や土地区画整理事業そして住居表示も終了した昭和五十年頃から地図上における著しい変化はあまり無くなったと言える。